

## セットバック部分の寄附について

セットバック部分の寄附とは、建築基準法等に基づき後退する敷地を、佐賀市が市道用地として受け入れ、民有地から市へ所有権を移転することで市道として管理していくことです。市が行う嘱託登記以外で発生する費用は申請者負担となります。御負担をお掛けしますが御理解のほどお願いします。

※私道・里道に係るセットバック部分については、寄附を受けることはできません。

### 1. セットバック部分の構造物等について

寄附をいただく部分は更地にさせていただく必要がございます。  
ブロック塀や下水道の公共マス・上水道の量水器などの構造物等がある場合は、申請者の負担で撤去・移設していただく必要がございます。

### 2. セットバック部分の測量・分筆等について

個人自己居住用の場合、測量、分筆、地目変更、所有権移転登記等の寄附受納手続きは市負担で行います。

### 3. 抵当権等の抹消について

寄附をいただく土地の登記に抵当権等が設定されている場合、抵当権の抹消が必要になります。手続きは市で行いますが、金融機関等抵当権者との手続きにかかる費用につきましては、申請者で負担してもらうこととなりますので御了承ください。

### 4. 寄附後の維持・管理について

寄附後は市道敷地として維持・管理を行います。

### 5. 寄附に必要な書類

- ①寄附申込書
- ②測量・分筆等に必要な書類(登記原因証明情報兼登記承諾書)
- ③印鑑登録証明書

### 6. 上記 1 から 4 にかかる費用負担について

処理	1. 構造物等の撤去費	2.分筆測量費	3.抵当権等の抹消費用	4.寄附後の維持・管理
負担	申請者負担	市負担 (個人自己居住用)	申請者負担	佐賀市